

酒 税

## 酒類販売管理研修の実施団体の指定申請書



財務大臣 殿

令和 年 月 日

提出先	F01	長官 国税局長 税務署長	
申請者			
名称	F04		
所在地	F06		

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第1項の規定により、酒類販売管理研修の実施団体として指定を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

## 記

項目	チェック欄
1 次の事項を記載した書類	
(1) 研修を開始しようとする年月日	1 : 有 2 : 無 (別添1)
(2) 研修対象者及び研修対象者とする区域	1 : 有 2 : 無 (別添1)
(3) 受講手数料の額及びその収納の方法に関する事項	1 : 有 2 : 無 (別添1)
(4) 研修の実施に関する事項の公表方法	1 : 有 2 : 無 (別添1)
(5) 研修に関する帳簿及び書類の保存に関する事項	1 : 有 2 : 無 (別添1)
(6) 講師の氏名、住所及び略歴	1 : 有 2 : 無 (別添2)
(7) 研修の実施方法、内容及び研修受講証の交付に関する事項	1 : 有 2 : 無 (別添3)
(8) その他研修に関し必要な事項	1 : 有 2 : 無 (別添4)
2 定款又は寄付行為	1 : 有 2 : 無
3 申請の日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書及び前事業年度末の財産目録	1 : 有 2 : 無
4 申請の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書	1 : 有 2 : 無
5 役員の氏名及び略歴を記載した書類	1 : 有 2 : 無 (別添5)
6 研修実施団体の指定要件申告書	1 : 有 2 : 無 (別添6)
7 その他参考となる書類 (注) 申請団体の概要 (パンフレット) などがあれば提出してください。	1 : 有 2 : 無
(備考) 1 2から5に掲げる書類については、既に財務大臣に提出しているとき又は公表されているなどその内容が容易に確認できる場合には、当該書類の添付を省略することができます。 2 チェック欄には、書類の提出の有無について「1」又は「2」を記載してください。	

酒 税



## 酒類販売管理研修の実施団体の指定申請書（別添1）

上段：項目		
下段：内容		
1－(1) 研修を開始しようとする年月日		
1－(2) 研修対象者及び研修対象者とする区域		
(研修対象者)		
(研修対象者とする区域)		
1－(3) 受講手数料の額及びその収納の方法に関する事項		
(受講手数料の額)		
(受講手数料の収納の方法)		
1－(4) 研修の実施に関する事項の公表方法		
1－(5) 研修に関する帳簿及び書類の保存に関する事項		
作成する帳簿名	記載内容等	備考

(注) 販売管理研修に係る帳簿等については、書類の作成後又は帳簿の閉鎖後5年間保存してください。



酒 税

酒類販売管理研修の実施団体の指定申請書 (別添2)

1-(6) 講師の氏名、住所及び略歴

順号	講師区分 (下記1~3のいずれかを選択してください。)	講習受講日	氏名	住所若しくは勤務先の 名称及び所在地	生年月日	略歴	推薦団体における役職
1	1 : コア講師 2 : 研修講師 3 : その他			〒 —			
2	1 : コア講師 2 : 研修講師 3 : その他			〒 —			
3	1 : コア講師 2 : 研修講師 3 : その他			〒 —			
4	1 : コア講師 2 : 研修講師 3 : その他			〒 —			
5	1 : コア講師 2 : 研修講師 3 : その他			〒 —			
6	1 : コア講師 2 : 研修講師 3 : その他			〒 —			
7	1 : コア講師 2 : 研修講師 3 : その他			〒 —			
8	1 : コア講師 2 : 研修講師 3 : その他			〒 —			
9	1 : コア講師 2 : 研修講師 3 : その他			〒 —			
10	1 : コア講師 2 : 研修講師 3 : その他			〒 —			



酒 税

酒類販売管理研修実施要綱



上段：項目	
下段：内容	
1	研修の目的
2	研修の受講対象者等
3	申込方法等
4	実施方法等
5	その他

酒 税

## 酒類販売管理研修実施計画書



順号	実施場所	実施年月日	実施時間	受講予定人員（人）	受講制限の有無	共催する研修実施団体（指定予定団体）名
1					有・無	
2					有・無	
3					有・無	
4					有・無	
5					有・無	
6					有・無	
7					有・無	
8					有・無	
9					有・無	
10					有・無	
11					有・無	
12					有・無	
13					有・無	
14					有・無	
15					有・無	
16					有・無	
17					有・無	
18					有・無	

酒 税



## 酒類販売管理研修の実施団体の指定申請書（別添4）

1-(8) その他研修に関し必要な事項

(事務所の所在地等)

事務所の所在地	名称	連絡先	備考
○ 主たる事務所 〒 —			
○ 従たる事務所 〒 —			
〒 —			
〒 —			
〒 —			
〒 —			
〒 —			
〒 —			
〒 —			

(その他参考事項)

酒 税



## 酒類販売管理研修の実施団体の指定申請書 (別添5)

5 役員の名簿及び略歴を記載した書類

順号	役職	就任日	氏名	団体における略歴	所属企業名及び役職
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

(備考) 当該団体における略歴を新しい順に記載してください。  
ただし、代表者及び常勤役員以外の役員は、「団体における略歴」は、記載を省略して差し支えありません。

## 酒 税

## 酒類販売管理研修の実施団体の指定申請書 (別添6)



## 6 研修実施団体の指定要件申告書

	項目	チェック欄
1	当団体は、酒税法第10条第1号、第4号又は第6号から第7号の2（以下の(1)から(5)）までのいずれにも該当しません。	1：はい 2：いいえ
	(1) 1号関係：酒税法の規定により免許を取り消されたこと又はアルコール事業法の規定により許可を取り消されたことがありません。	1：はい 2：いいえ
	((1)が「いいえ」の場合) 申請時において、その取り消された日から3年を経過しています。	1：はい 2：いいえ
	(2) 6号関係：申請前2年内において国税又は地方税の滞納処分を受けたことがありません。	1：はい 2：いいえ
	(3) 7号関係：国税又は地方税に関する法令等に違反して、罰金の刑に処せられ、又は通告処分を受けたことがありません。	1：はい 2：いいえ
	((3)が「いいえ」の場合) 申請時において、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過しています。	1：はい 2：いいえ
	(4) 7号の2関係：未成年者飲酒禁止法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（酒類の提供に係る部分に限る。）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法（傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合及び結集、脅迫又は背任の罪）又は暴力行為等処罰に関する法律の規定により、罰金の刑に処せられたことがありません。	1：はい 2：いいえ
	((4)が「いいえ」の場合) 申請時において、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しています。	1：はい 2：いいえ
	(5) 当団体の役員は、(1)、(3)、(4)及び以下に掲げる要件を満たしています。 酒税法の規定による免許の取消し又はアルコール事業法の規定による許可の取消しを受けたことがある法人の、その取消原因があった日以前1年以内に業務を執行する役員であった者ではありません。	1：はい 2：いいえ
	((5)「以下に掲げる要件」が「いいえ」の場合) その法人が取消処分を受けた日から3年を経過しています。	1：はい 2：いいえ
2	当団体は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則第11条の13の規定により指定を取り消された団体ではありません。	1：はい 2：いいえ
	(2が「いいえ」の場合) 指定の取消しの日から3年を経過しています。	1：はい 2：いいえ
3	当団体は、酒類販売業者（酒類製造業者）を直接（間接）の構成員とする営利を目的としない法人その他の団体であって、以下のとおり、研修を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有しています。	1：はい 2：いいえ
	(1) 当団体の役職員により、酒類販売管理研修の運営、受講者名簿の作成及び受講履歴の管理等を適切に行うことができます。	1：はい 2：いいえ
	(2) 当団体に所属する研修講師は、酒類販売管理研修を適切に行うための十分な能力を有しています。	1：はい 2：いいえ
	(3) 酒類販売管理研修を継続的に実施することができます。	1：はい 2：いいえ
	(4) 酒類販売管理研修を2か月に1回程度実施することができます。	1：はい 2：いいえ
4	当団体の酒類販売管理研修の項目及びテキストは、十分に研修を適正に行うことができるものであり、講師は3(2)に掲げる者が務めます。また、販売管理研修の実施に関し必要な事項を事前に公表することができます。	1：はい 2：いいえ
5	受講手数料は、研修テキストの作成費用、会場借料、講師謝金等から計算した実費相当額とします。	1：はい 2：いいえ
6	正当な理由なく、受講希望者の受講を制限しません。	1：はい 2：いいえ

(備考) チェック欄には、項目の内容を検討の上「1」又は「2」を記載してください。